

# 商工すど かわら版

第209号  
小須戸  
商工会



## 平成二十九年年度 年末調整説明会・ 青色申告決算説明会の 開催について

新津税務署では、年末調整説明会並びに、営業所得又は農業所得のある方を対象とした所得税の決算説明会を左記の通り開催いたします。説明会では、青色申告決算書等の作成方法や作成に当たっての注意点などの説明が行われます。説明は、税務署が依頼した税理士と税務署の職員が行います。使用する資料は、当日会場配布されます。

### 【お問い合わせ】

新津税務署

年末調整説明会 二二二二二七

決算説明会 二二二二二五三

※同封したチラシもご覧ください。

※年末調整説明会の駐車場は、秋葉区役所の駐車場体育館側をご利用ください。

説明会内容	開催日	時間	会場
年末調整説明会	11月27日(月)	13:30~15:30	秋葉区役所6階 601・602会議室
青色決算説明会 (営業)	12月13日(水)	10:00~12:00	秋葉区役所6階 601会議室
青色決算説明会 (農業)		13:30~15:30	同上
白色決算説明会 (営業)	12月14日(木)	10:00~12:00	同上
白色決算説明会 (農業)		13:30~15:30	同上

## 「無料法律相談」 開催のお知らせ

弁護士による無料法律相談会を左記のとおり開催いたします。商売に問わず、どのようなことでも相談に応じますのでご利用ください。

### 【日時】

平成二十九年十一月十四日(火)

午前十時~十二時まで

※一組三十分まで

【相談員】板垣 剛 弁護士

【会場】小須戸商工会館

相談には事前の予約が必要です。で商工会までお申し込みください。

## 商工会各部会共同事業 商工会共同広告の 募集について

七月に発行いたしました小須戸商

工会の各部会共同事業、共同広告の十

二月発行分の募集をいたします。

【発行月】 十二月上旬(予定)

【掲載料】 無料

【申込方法・期限】

## 育児・介護休業法の 改正について

今月の配布物の中に申込書を同封いたしますので、ご記入の上、十一月十四日(火)までに商工会へお申し込みください。  
掲載にあたりましてはその都度申し込みが必要です。

平成二十九年三月三十一日に改正された育児介護休業法が十月一日から施行されました。改正の内容は次のとおりです。

### 最長二歳まで育児休業の 再延長が可能になりました

今までは、育児休業の延長は一歳六ヶ月までとなっていました。今後は一歳六ヶ月以後も、保育園等に入れないなどの場合には、会社に申し出るにより、育児休業期間を最長二歳まで再延長できます。

育児休業給付金の給付期間も二歳までとなります。

子供が生まれる予定の方などに  
育児休業等の制度を知らせる

### 努力義務の創設

事業主は働く方やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合に、

その方に個別に育児休業等に関する制度（育児休業中・休業後の待遇や労働条件など）を知らせる努力義務が創設されました。

**未就学児を育てる従業員に対し**

**育児目的休暇を設ける努力義務の創設**

未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されました。

**【お問合せ先】**

新潟県労働局雇用環境均等室

電話 〇二五二一八八二五一一

**「ニ」を活用してみませんか**

NICO（公益財団法人にいがた産業創造機構）は、『新潟県の産業をもっと元気に』を使命に、「チャレンジする県内企業の皆さまを応援しています」。

**【事業内容】**

- 皆さまの挑戦や悩みを、多彩なメニューによりサポートします。
- 創業したい
- 新商品・新技術を開発したい
- 販路開拓したい
- 海外展開したい
- IOTを導入・活用したい

- 人材育成したい
- ビジネストレンドをつかみたい
- 市場顧客のニーズがわからない
- 売れる商品づくりとは
- ブランディングの進め方
- 新事業の立ち上げ方
- 共同研究の相手がみつからない
- 効率的なプロモーションとは

補助金等資金的支援をはじめ、専門家等のアドバイス、セミナー・講座・研修、オフィス・設備レンタル、マッチング支援、テストマーケティング支援、商品評価ブラッシュアップ支援など様々な支援を行っています。

**【お問合せ先】**

公益財団法人にいがた産業創造機構  
電話 〇二五二二四六〇〇二五  
Eメール info@nico.or.jp

**一人でも雇ったら、労働保険に必ず加入！**

労働者（パート・アルバイトを含む）を一人でも雇っている事業主は労働保険（労災保険・雇用保険）に加入しなければなりません。労働保険は、労災保険・雇用保険

の各種給付金のほか、雇用の安定のために事業主に支給される助成金などの各種支援制度も設けられており、労働者はもとより事業主のためにも欠くことのできない制度です。

**【ご相談は商工会へ】**

商工会では、労働保険の事務処理負担の軽減のため、事業主の皆さんの委託を受け事業主に代わって労働保険料の申告、納付、その他労働保険に関する各種の事務手続を行う「労働保険事務組合」として県労働局長の認可を受けています。

労働保険事務組合に委託すると、優遇制度（①事業主や家族従事者の労災保険への特別加入、②労働保険料の分割納付）も受けられます。

成立届をはじめ、所定用紙も備えておりますので労働保険に関することはお気軽にご相談下さい。

**医療費控除の簡素化及びセルフメディケーション税制**

12/15

医療費控除について手続の変更と新たな制度が創設されましたのでお知らせします。

**【医療費控除の簡素化について】**

①平成二十九年分の確定申告以降、医療費の領収書の提出が不要になる代わりに「医療費控除の明細書」を添付することになります。

②領収書は五年間保存が必要です。

③医療保険者（健康保険組合等）から交付を受けた医療費通知（医療費のお知らせなど）を添付すると、

①の明細書の記入を省略できます。

**【セルフメディケーション税制の創設について】**

①健康の保持増進及び疾病の予防へ一定の取組を行う個人が、平成二十九年一月一日以降、特定一般用医薬品を購入した際に、購入費用について一万二千円を超えた金額（上限八万八千円）の所得控除を受けられます。

②適用には、「セルフメディケーション税制の明細書」、「特定一般用医薬品の購入にかかる領収書」、「一定の取組を行ったことを証する書類」の添付が必要です。

※従来の医療費控除と併用はできませんのでご注意ください。

詳しくは、新津税務署

〇二五〇二二二二二五一一

（自動音声案内：二番です）